

山家駐在所だより

令和8年9月号

筑紫野警察署

☎929-0110

～秋の交通安全県民運動に向けて～

9月21日から30日までの10日間は、秋の交通安全県民運動期間です。日没時間が早まる秋口以降は、夕暮れから夜間の時間帯の交通事故が増加する傾向にあります。

また、秋から年末にかけて、歩行者が関係する交通事故が増加する傾向にあるので、道路を横断する歩行者には、特に注意しましょう。

夕暮れ時や夜間に運転するときは、早めのライトの点灯を心掛け、夜間の対向車や先行車がない状況や郊外の暗い夜道など周囲の状況に応じてハイビームを効果的に活用し、道路を横断する歩行者等を早く発見するようにしましょう。

筑紫野警察署管内では、今年に入り交通事故件数が増加しています。

皆さんが交通事故に遭わないように、一人一人が交通安全に努めるようお願いします。

～飲酒運転に関する法律が今夏から変わりました～

飲酒運転の基準となる数値が改正されました。飲酒運転は、「しない」、「させない」、「見逃さない」みんなで飲酒運転を撲滅しましょう。【※自転車も同様です】

令和8年7月21日から道路交通法一部改正

<改正前>

酒酔い運転



アルコールの影響により正常な運転ができない恐れがある状態

酒気帯び運転

アルコール濃度が呼気1ℓ中0.15mg以上、又は血液1ml中0.3mg以上

<改正後>

① アルコールの影響により正常な運転ができない恐れがある状態
又は

② アルコール濃度が
呼気1ℓ中0.5mg以上、
若しくは血液1ml中
1.0mg以上

アルコール濃度が呼気
1ℓ中0.15mg以上0.5mg
未満、又は血液1ml中
0.3mg以上1.0mg未満

違反種別	罰則
酒酔い運転	5年以下の拘禁刑 又は 100万円以下の罰金
酒気帯び運転	3年以下の拘禁刑 又は 50万円以下の罰金